向日市議会議長 永 井 照 人 様

> 提出者 向日市議会議員 山 田 千枝子 賛成者 向日市議会議員 北 林 重 男

修正案の提出について

議案第11号「向日市事務分掌条例の全部改正について」に対する修正案を、 地方自治法第115条の3及び向日市議会会議規則第18条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

記

第1条 「市民サービス部」を「市民福祉部」と改める。

第2条 「市民サービス部」を「市民福祉部」と改める。

附則5 「市民サービス部」を「市民福祉部」と改める。

〈参 考〉

向日市事務分掌条例の全部改正について

新 旧 対 照 表

修正案

議案第11号原案

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条 第1項の規定に基づき、次の部を設置する。

ふるさと創生推進部

総務部

環境経済部

市民福祉部

建設部

上下水道部

(分掌事務)

第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。

ふるさと創生推進部

(1) ~ (7) 略

総務部

(1) ~ (10) 略

環境経済部

(1) ~ (7) 略

市民福祉部

(1) ~ (11) 略

建設部

(1) ~ (8) 略

上下水道部

下水道に関すること。

附 則

(施行期日)

 $1 \sim 4$

5 向日市福祉問題審議会条例(昭和55年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第9条中「健康福祉部」を「市民福祉部」に改める。

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条 第1項の規定に基づき、次の部を設置する。

ふるさと創生推進部

総務部

環境経済部

市民サービス部

建設部

上下水道部

(分掌事務)

第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。

ふるさと創生推進部

(1) ~ (7) 略

総務部

(1) ~ (10) 略

環境経済部

(1) ~ (7) 略

市民サービス部

(1) ~ (11) 略

建設部

(1) ~ (8) 略

上下水道部

下水道に関すること。

附 則

(施行期日)

 $1 \sim 4$ 略

5 向日市福祉問題審議会条例(昭和55年条例第15

号)の一部を次のように改正する。

第9条中「健康福祉部」を「市民サービス部」に改める。